

「MMF 等の運営に関する規則」規則名改正に係るその他の規則等の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)</p> <p>第17条の3 金商業等府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法の内、前条の規定に拠らずに合理的な方法とすることが適当と考えられる方法は、次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>(1) 当該ファンドを投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号に定める投資信託とすること又は<u>MR F 及びMMF の運営に関する規則</u> (以下「<u>MR F 等規則</u>」という。) の適用対象とすること</p> <p>(2) ～ (4) (省 略)</p> <p>(証券総合口座用ファンド等の特例)</p> <p>第20条 証券総合口座用ファンド及びMMFに係る投資対象等については、<u>MR F 等規則</u>に定めるところによるものとし、第1章第3節の規定は適用しない。</p> <p>(公募証券投資法人)</p> <p>第25条 1～2 (省 略)</p> <p>3 <u>MR F 等規則</u>第3章の規定は、証券総合口座用ファンド (<u>MR F 等規則</u>)に規定</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)</p> <p>第17条の3 金商業等府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法の内、前条の規定に拠らずに合理的な方法とすることが適当と考えられる方法は、次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>(1) 当該ファンドを投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号に定める投資信託とすること又は「<u>MMF 等の運営に関する規則</u>」の適用対象とすること</p> <p>(2) ～ (4) (同 左)</p> <p>(証券総合口座用ファンド等の特例)</p> <p>第20条 証券総合口座用ファンド及びMMFに係る投資対象等については、<u>MMF 等の運用等に関する規則</u>に定めるところによるものとし、第1章第3節の規定は適用しない。</p> <p>(公募証券投資法人)</p> <p>第25条 1～2 (同 左)</p> <p>3 <u>MMF 等の運営に関する規則</u>第3章の規定は、証券総合口座用ファンド (<u>MM</u></p>

「MMF 等の運営に関する規則」規則名改正に係るその他の規則等

新	旧
<p>する証券投資信託をいう。)と同様の証券投資法人を設立する場合における当該証券投資法人の運用について準用する。この場合において、同章中「MR F」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>F等の運営に関する規則</u>に規定する証券投資信託をいう。)と同様の証券投資法人を設立する場合における当該証券投資法人の運用について準用する。この場合において、同章中「MR F」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p>
<p>(MMF等の特例)</p> <p>第23条 MMF及び証券総合口座用ファンドにおける組入公社債券の評価は、前2条の規定にかかわらず、<u>MR F及びMMFの運営に関する規則</u>の定めるところにより評価するものとする。</p>	<p>(MMF等の特例)</p> <p>第23条 MMF及び証券総合口座用ファンドにおける組入公社債券の評価は、前2条の規定にかかわらず、<u>MMF等の運営に関する規則</u>の定めるところにより評価するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">商品分類に関する指針</p>	<p style="text-align: center;">商品分類に関する指針</p>
<p>I. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類</p> <p>目論見書等の表紙に記載する商品分類は、原則として以下の1. 2. 3. を組合せたものとする。また、4. に掲げる分類に該当する場合には1. 2. 3. に加えて当該分類を表示するものとする。</p> <p>1. ～3. (省 略)</p> <p>4. 独立した区分</p> <p>(1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …<u>MR F及びMMFの運営に関する規則</u> (以下「MR F等規則」という。)に定めるMMFをいう。</p> <p>(2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …<u>MR F等規則</u>に定めるMR Fをいう。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>I. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類</p> <p>目論見書等の表紙に記載する商品分類は、原則として以下の1. 2. 3. を組合せたものとする。また、4. に掲げる分類に該当する場合には1. 2. 3. に加えて当該分類を表示するものとする。</p> <p>1. ～3. (同 左)</p> <p>4. 独立した区分</p> <p>(1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …「<u>MMF等の運営に関する規則</u>」に定めるMMFをいう。</p> <p>(2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …「<u>MMF等の運営に関する規則</u>」に定めるMR Fをいう。</p> <p>(3) (同 左)</p>

「MMF等の運営に関する規則」規則名改正に係るその他の規則等

新	旧
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年1月19日から実施する。</u>	